

令和元年6月18日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K03745

研究課題名(和文) 主要市場の企業保険約款の比較研究によるグローバル競争時代の保険契約理論の構築

研究課題名(英文) Study of legal principles of business insurance contracts in an era of global competition through the comparative analysis of insurance clauses of different markets

研究代表者

中出 哲(Nakaide, Satoshi)

早稲田大学・商学大学院・教授

研究者番号：40570049

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：企業損害保険の契約法理について、国際競争が進む海上保険と再保険を中心に、取引約款と基盤となる法律を比較研究した。特に、世界の中核市場のロンドンでは、国際競争力を意識した保険法の現代化(2015年法)が進み、最大善意、告知義務、ワランティ、条件等について抜本的修正がなされたことから、同法とその意義を研究して公表した。また、保険契約時の情報提供義務は各国で重要問題になっており、日本法と学説について外国で公表して国際的議論に結びつけた。さらに、再保険契約法原則の国際プロジェクトに参画して研究を進めた。研究成果は、日本語・英語の論文・研究書、国内外の学会研究会報告、海上保険の概説書などで公表した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

イギリス2015年保険法は、企業保険取引の実務を踏まえ、かつ世界競争を意識し、公平で合理的な規律を示した重要な法である。その内容と意義を考察し、学会報告・論文として発表した。同法の紹介はわが国で最初となる。保険契約締結時の被保険者等の告知義務違反、保険者の情報提供義務は、多くの国において保険法の重要研究領域になっており、それに関するわが国の保険法、保険業法、その背景と理論を英語でまとめ、研究報告、図書、論文として世界に発信した。これらも日本から初の発信となった。また、研究の過程で、再保険契約法原則の策定に加わって日本からの貢献を行ったほか、海上保険の図書等にも研究成果を反映させた。

研究成果の概要(英文)：The research was conducted to elucidate the principles of business insurance contracts, focusing on marine insurance and reinsurance under global competition. In 2015, UK enacted a new Insurance Act and modernized the traditional case law on the principles of utmost good faith, duty of disclosure, warranty, conditions and others, reflecting the development of commercial transactions and modern environment. The author published articles in Japanese and made a presentation at the Japanese academic society to show the development in UK. Also, the author published articles in English and made presentations in English on the pre-contractual informational duty of insurance contracts under the Japanese law in three nations. In addition, the author joined the global project to create a new international legal model law on reinsurance contract and contributed to the project. The result and knowledge attained from the research are also contained in the author's books on casualty insurance.

研究分野：民事法学

キーワード：損害保険契約理論 イギリス2015年保険法 再保険契約法原則 告知義務 情報提供義務 保険業法  
海上保険 再保険

## 1. 研究開始当初の背景

### (1) グローバル化の中での日本保険市場の弱体化

企業活動のグローバル化が急速に進んでいるが、企業分野の保険取引（海上保険、再保険、賠償責任保険、その他の保険）もグローバル化が進んでおり、わが国の保険会社は、M&A等を通じて海外に資本を投下して事業を強化している。企業保険の取引は、次第に海外に移り、わが国の市場自体は弱体化しつつある。グローバルな保険市場としては、伝統的にはロンドンが強かったが、バミューダなどのオフショア市場が拡大し、またアジアの経済発展に伴って、シンガポール、香港、上海などの市場が台頭しているが、そのなかで東京市場は弱体化している。企業保険は、高度な保険技術や契約理論が必要な領域で、他の周辺領域（金融、貿易、その他の国際取引）とも密接な関係があり、わが国市場の弱体化は重大な問題といえる。

### (2) 企業保険の契約理論研究の必要性と意義

わが国における企業保険取引を維持し、更に発展させるためには、税制を含めたわが国の市場の制度的基盤が国際的に魅力あるものでなければならない。しかし、それらはいわば器であり、それだけでは活性化は図れない。実務を担う高度の専門人材が必要であるとともに、保険契約を支える法律制度、契約書式なども世界に通用するものでなければならない。後者に目的を絞れば、わが国の保険法は、消費者保護を重視した消費者保険を中心としたもので、企業保険分野に特有の規律は、海上保険に関する商法の限られた条文を除くと、ほとんど示されていない。また、企業保険に関する判例もきわめて少なく、研究も限られている。更に、日本の保険法の解説、論文はほぼ日本語でなされていて世界に向けて発信されていない。こうした状況は、長期的にみて日本の市場を衰退させるものと考えられる。グローバルな競争にさらされている保険契約の契約理論の研究と英語による世界への発信が必要であるが、その取組みは、他の商業分野の契約や取引にも関係する点でも意義がある。

本研究は、こうした問題意識を背景として、企業保険の契約理論をグローバルな競争市場に視点を置いて研究して、世界に向けた発信も行う企画として設定したものである。

## 2. 研究の目的

本研究は、企業活動のグローバル化や金融取引の高度化の中で複雑化する企業保険取引を対象として、企業保険契約の基本的な契約理論を研究したものである。特に、グローバル化が進んでいる海上保険を中心として、競争的な世界の保険市場で利用されている保険約款とそれを支える法律等について、複数国における状況を比較調査して、契約条項の背後に存在する保険の契約理論を研究した。また、日本から発信して、わが国の国際的なプレゼンスを高めていくことも目的として掲げた。

## 3. 研究の方法

### (1) 対象の保険分野

各種の企業保険を対象に研究を進めたが、海上保険を主要な領域とした。海上保険は、各国における保険規制（当該国の財産・人についての保険はその国の保険会社に付けなければならないとする各国における保護規制）の対象外となっていたり、貿易当事者は売買契約において、また海運会社は傭船や管理会社の複数国の分散体制のなかで、どの国で海上保険を手配するかを自由に選べる状況にあり、国際競争に直接さらされている。また、国際的な取引としては、再保険も、国際的に手配され、準拠法や契約書式を契約当事者が選択するので、グローバル競争にさらされており、その研究も進めた。その他の企業保険種目については、標準的な保険約款などの作成状況等を調べた。

### (2) 研究の進め方

本研究を開始した直後に、イギリスで2015年保険法が制定されたことから、本研究では、その新法の内容、背景、実務への影響などを調査・研究した。研究では、法律制定における準備資料、解説書等の文献研究に加えて、イギリスの専門家（大学教授、弁護士、保険者）とも面談して、その定着状況なども調査した。

また、世界における保険法改正等の動きや研究者との意見交換を進めるうえで、世界保険法学会（AIDA）その他の国際会議に出席して情報交換を進めた。また、再保険契約に関する法理を法原則としてまとめる国際プロジェクトが開始したことから、それに加わって、再保険契約の契約理論を研究するとともに、自らの知見を新たなモデル法に反映させることに努めた。

## 4. 研究成果

### (1) 概要

本研究では、海上保険を中心として、世界の主要市場において利用されている企業分野の保険約款や適用される保険契約法を調査した。

世界の主要国では、20世紀末から今世紀に、ほとんど1世紀ぶりとなる保険契約法の改正を行っている。改正の目的としては、現代の保険実務を踏まえた規律の見直しと消費者等の利用者保護の強化があり、わが国の保険法の制定も同様な趣旨に基づく。一方、企業保険に関する契約法に関しては特段の立法の動きはみられなかったが、イギリスで2015年保険法が制定されたほか、他の主要市場でも競争力を高める取組等がなされていることが分かった。

## (2) 北欧

ノルウェーは、世界有数の海運国として海運に力を入れている国である。それまで、ノルウェーでは、保険会社、船会社、弁護士、研究者等が協力して、ノルウェー語による海上保険通則(Norwegian Marine Insurance Plan)を作成して利用していた。この通則は、1871年まで遡るもので、法律と約款の中間的な契約原則で、ソフト・ローというべきものである。それを数次にわたって改正してきたが、2013年には、北欧海上保険協会が音頭をとって、北欧海上保険通則(Nordic Marine Insurance Plan)として衣替えし、その正式言語も英語に変更し、北欧のみならず世界で利用できるものにした。また、その解説などもすべて英語にしてインターネット上で開示している。文言解釈に疑義が生じた場合には、文言を変更し、それを開示している。通則の改定には、利用者や保険金の精算業務を行う者などの関係者が加わっており、保険契約において紛争が生じないように工夫している。そのほか、通則には、イギリスの法律約款とは異なる条項(規律)がある。北欧の通則は、ロンドンなどの約款とは全く異なる発想から作られていて、利用者から選ばれ、紛争を回避することを意識したものとなっている。

北欧の通則については、それを日本語に翻訳して公表を検討したが、作成団体からの正式の許諾が得られてないことから、現時点では行っていない。研究から得られた認識は、海上保険の概説書に織り込んだが、将来、論文等で紹介したいと考えている。

## (3) イギリス

20世紀終盤、世界の保険主要国においては、保険契約法の見直しがなされ、イギリス法を継承していたオーストラリアやニュージーランドにおいても、20世紀末に保険契約法の抜本的な見直しがなされた。これらの動きや北欧の英語による通則の制定は、長く保険契約における国際的中心となっていたイギリスに改革を促す力になり、保険法の領域における法改革が進むことになった。そうした結果、制定されたのが、2015年保険法である。

2015年保険法における最も重要な改正点は、保険契約における最大善意(最高信義)原則の修正である。これは、保険契約に特徴的な最も重要な根本原則である。イギリスでは、この原則をもとに、保険契約締結者の告知義務や保険者の説明等の情報提供義務が説明される。2015年保険法では、告知義務等の情報提供義務のほか、ワランティ、保険の条件、詐欺的請求の扱い等についても抜本的な修正がなされた。

2015年保険法の特徴は、企業保険契約についてもその特徴をもとにして規律を示した点にある。企業保険分野においても世界をリードしていく意図がくみ取れる。イギリスの法改正は、極めて重要であると考えて、本研究では、それを研究して、その意義などを考察して学会で報告し、論文としても紹介した。

## (4) ドイツ

ドイツでは、消費者保護の強化などを背景に、旧商法における保険の規定が廃止され、保険契約法(WG)が制定された(2008年施行)。しかし、海上保険と再保険は、同法の適用除外となり、旧商法の保険規定も廃止され、契約の自由が広く認められる状態となった。

ドイツの保険契約法は、消費者契約を主眼としたものであり、企業分野の規律はあまり示されていないことから、一見したところは、ドイツでは、企業保険契約における契約理論が結晶化されてはいないように感じられる。しかし、研究すると、ドイツでは、企業分野の保険分野でも専門家による各種の標準約款が制定されていて、保険会社が自由に利用できる状況にあり、そうした取組みによって産業の発展を支えていることが分かった。また、国際競争にさらされている船舶保険等については英語翻訳も公表して、詳細な解説書が刊行されている点も参考になる。

## (5) 再保険契約規則

再保険は、リスクを転嫁する高度な国際的保険取引であるが、世界標準としての契約書式は存在しなく、英米の判例の蓄積はあるものの、紛争の多くは当事者間の示談か仲裁で解決され、契約理論の研究が必要な領域になっている。こうした背景から、国際的に利用可能なモデル法を作り上げるプロジェクト(PRICL)が、2016年に、スイス、ドイツ、オーストリアの共同プロジェクトとして立ち上がり、保険主要国の研究者と実務家とそのプロジェクトに参加することになった。筆者もそのプロジェクトの一員となり、再保険契約法理の明確化に参画し、それまでの研究における知識をもとに条文作成等に加わった。2019年にその中間時点の成果物がまとまったことから、その内容、意義などについて、2019年3月に日本の国際私法関係の研究会で報告した。本プロジェクトは、2019年からは、第2期として継続し、引き続きそれに加わって条文作成等に参画するとともに、進捗内容をわが国で紹介していく考えである。

(6) 日本の法律、学説等に関する世界への発信

日本の保険法については、法務省による参考英訳、実務家による簡単な紹介がある程度で、英語による論文や解説はほとんど公表されていない。そうしたなか、イギリス法改正が各国の保険研究者の大きな関心となり、筆者は、日本の保険法について世界に情報提供する重要な機会と考えて、イギリスの新法の最重要テーマである保険契約時の情報提供義務について、イギリスの新法を基本視点において、日本法とその学説を英語による論文・図書として発表した。

5. 主な発表論文等

本研究について、すでに公表した論文・図書、学会発表等は、以下のとおりである。

[雑誌論文](計5件)

中出哲「海上保険に関する商法改正について」波濤(日本漁船保険組合)196巻、2019年、pp.15-27

Satoshi Nakaide "Revision of the Japanese Insurance Business Act in 2014 -Insurance Distribution Channels in Japan and New Rules on the Solicitation of Insurance" Zeitschrift fuer Japanisches Recht (Journal of Japanese Law), Vol.22, 2017, pp.23-48

中出哲「イギリス保険契約法の改正とわが国への示唆」保険学雑誌 637号、2017年、pp.31-51

中出哲監訳、日本損害保険協会訳「イギリス2015年保険法」損害保険研究 78巻2号、2016年、pp.297-212

中出哲「イギリス2015年保険法の概要」損害保険研究 78巻2号、2016年、pp.173-196

[学会発表、研究会報告](計7件)

中出哲「PRICLについて」北陸国際関係私法研究会、招待、2019年3月(金沢大学)

Satoshi Nakaide "Comparative Study of Law from the Japanese Perspective"ミラノ・ビッコカ大学大学院研究会、招待、2017年5月(ピッコカ大学)

Satoshi Nakaide "Revision of the Japanese Insurance Business Act", Symposium on the Japanese Law at Max Planck Institute、招待、2017年3月(ドイツ:マックス・プランク外国法国際私法研究所)

Satoshi Nakaide "Pre-Contractual Duty of Policyholder in Japan", "Pre-Contractual Duty of Insurer in Japan", Colloquium on Carter v Boehm after 250 Years、招待、2016年11月、12月(シンガポール国立大学)

中出哲「イギリス保険契約法の改正とわが国への示唆」日本保険学会全国大会、2016年10月(立命館大学)

Satoshi Nakaide "D&O Insurance in Japan" Global Forum at Goethe University、招待、2016年9月(ドイツ:フランクフルト・ゲーテ大学)

Satoshi Nakaide "Revision of the Japanese Marine Insurance Law", Institute of Insurance, Hamburg University、招待、2016年6月(ハンブルク大学)

[図書](計3件)

中出哲『海上保険 グローバル・ビジネスの視点を養う』有斐閣、2019年、291頁(総頁)

Satoshi Nakaide, "Pre-contractual Duties under the Japanese Law" contained in "Carter v Boehm and Pre-Contractual Duties in Insurance Law -A Global Perspective after 250 Years", Hart Publishing, pp.293-322, 2018

中出哲監修・執筆『基礎からわかる損害保険』有斐閣、2018年、全体監修および執筆担当「保険契約」pp.45-68、「海上保険」pp.187-207

\* その他、本研究による成果を利用して、企業保険に関する図書を現在執筆・編集中である(2020年刊行予定)

[産業財産権] 該当なし

[その他] ホームページ等 該当なし

6. 研究組織

(1)研究分担者 なし (2)研究協力者 なし

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。